

発議第 18 号

流山市子ども医療費の助成に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年9月9日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 大野 富生

// 高橋 光

// 植田 和子

提案理由 来年4月、子育てにやさしいまちづくり条例施行後、15年目にあたり、「子育てにやさしい街」と市民がより感じていただけるよう、助成対象年齢の拡大を図ることから、こども医療費助成制度について所要の規定の整備を行うため。

流山市子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費を負担する保護者に、当該医療費の全部又は一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援の充実に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 保険給付 規則で定める社会保険及び国民健康保険に関する法令（以下「医療保険各法」という。）の規定による医療に関する給付をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例による助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 保険給付を受けることができる者

(助成の範囲)

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について、次に掲げる額から別表に定める子ども医療自己負担金を控除した額（各号の規定により算出した金額が別表に定める子ども医療自己負担金に満たないときは、その額。）を助成する。ただし、保険調剤については、別表に定める世帯区分にかかわらず、次の額を助成する。

- (1) 保険給付を受けた場合における医療費のうち、助成対象者が負担すべき額（以下「一部負担金」という。）
- (2) 国、県又は市が公費負担医療制度による給付を行う場合においては、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担すべき額（以下「自己負担金」という。）

返還させることができる。

(報告等)

第11条 市長は、この条例による助成に関し必要があると認めるときは、助成対象者に対して報告を求め、又は質問することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 流山市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

別表(第4条第1項)

世帯区分	子ども医療自己負担金(円)
	入院1日又は通院1回当たり
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合又は市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	0
市町村民税所得割課税世帯	200